

改正

令和2年3月30日告示第53号

令和3年3月31日告示第52号

令和3年7月1日告示第122号

令和4年3月18日告示第50号

令和4年3月25日告示第55号の2

令和5年3月17日告示第54号

令和5年7月28日告示第129号

令和7年4月1日告示第78号

いすみ市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、いすみ市人・経済・生活創生総合戦略及び千葉県等と共に策定した地域再生計画である「千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画」に基づき、本市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、本市に移住した者が、一定の要件に該当した場合には、移住に要する一時的な費用の負担を軽減するため、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67条）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (3) 転入 本市に新たに住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の

住民基本台帳に記録された者をいう。

(4) 転出 本市から住所を移し、本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	移住支援金の額
世帯員が2人以上の世帯	100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合には100万円を加算）
世帯員が1人の世帯（単身世帯）	60万円

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、世帯員が1人の世帯に属する者は、第3号の要件を満たすことを要しない。

- (1) 別表第1に定める移住等に関する要件を満たすこと。
- (2) 別表第2に定める就業等に関する要件のいずれかを満たすこと。
- (3) 別表第3に定める世帯に関する要件を満たすこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

区分	添付書類
共通	・ 誓約書兼同意書（様式第1号の2） ・ 世帯員全員の住民票の写し ・ 世帯員全員に市税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書又は非課税世帯であった場合には非課税証明書） ・ 移住元の住民票の除票の写し ・ 写真付き身分証明書等（本人確認ができるもの） ・ 移住支援金の振込先口座が分かる書類等の写し（預金通帳又はキャッシュカード等）
東京23区内に通勤していた場合	・ 東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書等（移

	住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ・ 大学等への通学期間を移住元の居住等の対象期間とする場合には卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類） ・ 法人の経営者の場合には法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は法人設立・設置届出書等（移住元での在勤地を確認できる書類） ・ 個人事業主の場合には開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
別表第 2 就業に関する要件に該当する場合	・ 就業証明書（様式第 2 号）
別表第 2 起業に関する要件に該当する場合	・ 千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定通知書の写し
別表第 2 関係人口に関する要件に該当する場合	(1) 支給対象者の要件 次のいずれかの書類 ・ 本市内に過去 1 年以上継続して居住していた者の場合には住民票の除票や戸籍の附票等本市内での居住期間が確認できる書類 ・ 本市内に 3 親等以内の親族が居住している者の場合には戸籍謄本等 3 親等以内の親族との続柄が確認できる書類及び親族の住民票の写し等居住実態が確認できる書類 ・ 本市内の高校に通学していた者の場合には卒業証明書等在学していたことが証明できる書類 ・ 本市内の企業等に 1 年以上継続して就業していた者の場合には就業証明書等（在勤地、在勤期間が確認できる書類） ・ いすみ市お試し居住又は本市が実施する移住相談（電話、メール、オンライン等を除く。）を利用した者の

	場合にはいすみ市お試し居住利用決定通知書の写し等の書類 (2) 地域の担い手確保の要件 次のいずれかの書類 ・ 漁業に従事する場合には就業証明書等、従事したことが確認できる書類 ・ 農業に従事する場合には個人事業主の開業届等、農業に従事したことが確認できる書類
その他	その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定したときは、いすみ市移住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、いすみ市移住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、原則として申請のあった日から3箇月以内に移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、移住支援金の交付に係る事業の状況を把握するために必要があると認めるときは、移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）及びその世帯員の同意を得て、当該交付決定者に係る移住支援金の交付の決定の日から5年以内に限り、当該交付決定者及びその世帯員の居住の実態を確認することができる。

2 市長は、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は立入調査を求めることができる。

(返還請求等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合
- (2) 移住支援金の交付の申請をした日から3年未満に本市から転出した場合
- (3) 別表第2に定める就業等に関する要件のうち、就業に関する要件又は関係人口に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、移住支援金の交付の申請をした日から1年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 別表第2に定める就業等に関する要件のうち、起業に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合
- (5) 移住支援金の交付の申請をした日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付の決定を取り消したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の返還を請求するものとする。

- (1) 交付決定者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めた場合 移住支援金の全額
- (2) 交付決定者が前項第5号に該当すると認めた場合 移住支援金の半額
(台帳の整備)

第11条 市長は、移住支援金の交付の状況等を明確にするため、台帳を整備しておかなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則 (令和3年3月31日告示第52号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日告示第122号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のいすみ市移住支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月18日告示第50号）

改正

令和４年３月25日告示第55号の２

（施行期日）

- 1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のいすみ市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和４年４月１日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月25日告示第55号の２）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月17日告示第54号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のいすみ市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年７月28日告示第129号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示第78号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のいすみ市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）移住等に関する要件

移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。ただし、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算 5 年以上東京23区内に在住又は埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 イ 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上東京23区内に在住又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 箇月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。
移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 ア 平成31年 4 月 5 日以降に転入した者であること。 イ 移住支援金の交付の申請時において、転入後 1 年以内であること。 ウ 移住支援金の交付の申請をした日から 5 年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
その他の要件	次のいずれにも該当すること。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。 （ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を

	加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為 （イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為 （ウ） 千葉県及び本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。 エ 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有する外国人であること。 オ その他本市が移住支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。
--	---

別表第2（第4条関係）就業等に関する要件

就業に関する要件	（1） 一般の場合 次のいずれにも該当すること。 ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること イ 就業先の求人が移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されていること。 ウ 就業先が就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 オ 就業先の求人への応募日が千葉県のマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 カ 当該就業先において、移住支援金の交付を申請した日から5年以
----------	--

	上継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。 (2) 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当すること。 ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。 イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ウ 当該就業先において、移住支援金の交付を申請した日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
起業に関する要件	移住支援金の申請日までの1年以内に公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付の決定を受けていること。
関係人口に関する要件	支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。 (1) 支給対象者の要件 ア 本市内に過去1年以上継続して居住していた者 イ 本市内に3親等以内の親族が居住している者 ウ 本市内の高校に通学していた者 エ 本市内の企業等に1年以上継続して就業していた者 オ いすみ市お試し居住又は、本市が実施する移住相談（電話、メール、オンライン等を除く。）を利用した者 (2) 地域の担い手確保の要件 ア 漁業に従事する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて従

	事していること。 イ 農業に従事する場合は、次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する認定農業者 (イ) 法第14条の5第1項に規定する認定就農者 (ウ) 法第19条第3項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが確実であると認められる者 (エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別表第2項に規定する就農準備資金又は経営開始資金の交付の決定を受けた者
--	--

別表第3（第4条関係）世帯に関する要件

世帯に関する要件	次のいずれにも該当すること。 ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。 イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付の申請時において同一世帯に属していること。 ウ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが平成31年4月5日以降に転入した者であること。 エ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが交付の申請時において転入後1年以内であること。 オ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが別表第1に定めるその他の要件（エを除く。）に該当すること。
18歳未満の者に関する要件	次のいずれにも該当すること。 ア 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。 イ 本事業における申請者でないこと。 ウ 申請者の配偶者でないこと。